

中国短期大学学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 中国短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法および学校教育法の規定および本学園の自律創世の教育理念に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、地域の文化および福祉の向上ならびに産業の振興に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的は次のとおりとする。

(1) 総合生活学科

現代生活に関わる分野の専門的・実践的な教育研究を通じ、各人の志向する職業または實際生活に必要な能力の習得を図り、社会に寄与できる人材の育成を目的とする。

(2) 保育学科

乳幼児の保育・教育の教育研究を通じ、専門知識ならびに技能の習得を図り、保育・教育現場において、一人ひとりの乳幼児にあわせた指導のできる保育者として寄与できる人材の育成を目的とする。

(3) 情報ビジネス学科

情報処理やビジネスに関する専門的・実践的な教育研究を通じ、職業人としての能力の習得を図るとともに体験学習などを通して総合的な人間力を養い、地域および広く社会の発展に寄与する人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第2条の2 本学は、授業内容および方法の改善を図るための委員会を設け、研修および研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第 2 章 学科、学生定員および修業年限

(学科および学生定員)

第3条 本学において設置する学科および学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
総合生活学科	85名	170名
保育学科	80名	160名
情報ビジネス学科	80名	160名

(修業年限および在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第 3 章 学年、学期および休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第6条 学年を前期、後期に分ける。

前期 4月 1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第7条 授業期間は、定期試験等の期間を含めて、35週にわたることを原則とする。

(休 業 日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

土 曜 日 ・ 日 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の創立記念日 6月16日

春期休業日 3月21日から3月31日まで

夏期休業日 8月1日から9月20日まで

冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項に定める休業日に、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。

第 4 章 入学、退学および休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも、学長が認めた場合は、学期の区分に従い入学を許可することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3)外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)文部科学大臣の指定した者

(5)高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(6)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7)大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある と認められた者で、18歳に達した者

(8)専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(入学志願の手続き)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 12 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第 13 条 前条の選考の結果合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転 学)

第 14 条 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退 学)

第 15 条 退学をしようとする者は、事由を付して学長に願出てその許可を得なければならない。

2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、学科での議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(転 科)

第 16 条 本学に在学中の者が転科を希望するときは、選考の上、1 年次への転科を許可することができる。

2 転科について必要な事項は別に定める。

(休 学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事由により引続き 3 か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 4 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(再 入 学)

第 20 条 願出により退学した者で再入学を願出た者に対しては、教授会の議を経て学長が許可することができる。

2 再入学を許可された者の既修得単位および在学年数は、個別に認定する。

(除 籍)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1)第 4 条第 2 項に定める在学年限を超えた者

(2)第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3)授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4)死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 教育課程および履修方法

(授業科目)

第 22 条 授業科目は、教養科目、専門科目とする。

2 授業科目を必修科目および選択科目に分け、これを各年次に配当する。

3 教養科目の種類および単位数は別表第 1 のとおりとし、専門科目については次のとおりとする。

総合生活学科 別表第 2

保育学科 別表第 3

情報ビジネス学科 別表第 4

(授業の方法)

第 22 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により履修した授業科目について修得した単位については、卒業の要件として修得すべき単位数のうち 30 単位を超えないものとする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

5 第 2 項に関する規程は、別に定める。

(資格等に関する授業科目)

第 23 条 前条に定めるもののほか資格・称号および免許状等に関する科目を置く。

(単位の計算方法)

第 24 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1)講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2)実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3)1 つの授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち 2 つ以上の方法を併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間数をもって 1 単位とする。

(4)個人指導による授業科目については、別に定める。

(5)特別研究およびゼミナールにおける成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の授与)

第 25 条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 単位の認定は、試験、論文、報告書その他によって行う。

3 試験に関して必要な事項は別に定める。

(成績の評価基準)

第 26 条 試験等による成績の評価は、A、B、C、D、F の 5 段階の評語をもって表わし、D 以上を合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 価
100－90点	A
89－80	B
79－70	C
69－60	D
59－ 0	F

第 6 章 卒 業 等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し次に掲げる単位を修得しなければならない。

学 科	教養科目	専門科目		卒業に必要な単位数
	選 択	必 修	選 択	
総合生活学科	12以上	14	26以上	62以上
保育学科	12以上	25	25以上	62以上
情報ビジネス学科	12以上	23	20以上	62以上

2 前項に定める卒業に必要な単位数には、他学科の開放科目の履修により修得した単位を含めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第27条の2 学生は、各年度の当初において、所定の期間内に、当該年度において履修しようとする授業科目について「履修登録」を行わなければならない。履修登録のない授業科目については、単位認定を行わない。

2 授業科目の単位修得に必要な学修時間の確保の観点から1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を50単位と定める(CAP制)。

ただし次の各号に定めるものについては登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 卒業要件外の授業科目を履修する場合
- (2) 教育実習等の学外実習科目を履修する場合
- (3) 集中講義科目を履修する場合
- (4) 卒業年次生の場合

3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒 業)

第28条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第29条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格等の取得)

第 30 条 本学において取得できる資格・称号および免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	資格・称号および免許状の種類
総合生活学科	ビジネス実務士 フードコーディネーター 3 級 介護職員初任者研修 医療的ケア基本研修 介護福祉士受験資格
保育学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士
情報ビジネス学科	ビジネス実務士 上級ビジネス実務士 情報処理士 上級情報処理士 ウェブデザイン実務士 プレゼンテーション実務士 社会調査アシスタント 社会調査実務士

2 前項に定める資格・称号および免許状を取得しようとする者は、本学則第 27 条に定める卒業要件を満たし、別表第 1 から別表第 4 より別に定める授業科目および所定の単位を取得しなければならない。

(他学科における授業科目の履修等)

第 30 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が他学科において開設する授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定による他学科において開設する授業科目の履修および単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 31 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の短期大学又は大学において、履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 前 2 項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設における学修)

第 32 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項および第 2 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

3 前 2 項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 33 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学、又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第31条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。
- 4 前3項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 7 章 検定料、入学料、授業料等

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は次のとおりとする。

検 定 料	24,000 円
入 学 料	250,000 円
授 業 料 等	下表のとおり

学 科 項 目	総合生活学科 保育学科 情報ビジネス学科
授業料	410,000円
教育充実費	220,000円
施設設備費	160,000円

(授業料等の納期)

第35条 授業料等の納期は、次のとおりとする。

ただし、特別の事由があると認められた者は、延納又は分納することができる。

前期分	4月20日
後期分	10月20日

- 2 入学、転学、再入学、復学の場合は、本学の指定する手続完了日までとする。

(その他の費用)

第36条 検定料、入学料、授業料等のほか、実験実習費、その他教育に必要な経費を徴収する。

- 2 前項に規定する費用の種類、金額、納入に必要な手続き等については別に定める。

(休学者、退学者、および停学者の授業料等)

第37条 休学者等の授業料等については次のとおりとする。

- 2 休学した月から復学した月の前月までの期間における授業料等は免除する。
- 3 前期又は後期の中途において、退学したとき、又は退学処分を受けたときは、当該期分の授業料等を徴収する。
- 4 停学期間中の授業料等は徴収する。
- 5 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。
- 6 授業料等未納者の休学、退学及び卒業は認めない。

(既納の納付金)

第38条 既納の授業料等、入学料、検定料は原則として返付しない。

(授業料の免除および徴収の猶予)

第39条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合又はその他やむを得

ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第 8 章 優待生

(優待生)

第 40 条 奨学のため、優待生の制度を設ける。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第 9 章 職員組織

(職員組織)

第 41 条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、その他必要な職員を置く。

第 10 章 教授会

(教授会)

第 42 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 43 条 教授会は、専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に専任の准教授、講師、助教を加えることができる。

(審議事項)

第 44 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

(1)学生の入学、卒業および課程の修了

(2)学位の授与

(3)前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および短期大学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関しその他必要な事項は、別に定める。

第 11 章 科目等履修生、長期履修学生、研究生および外国人留学生

(科目等履修生)

第 45 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第 25 条および第 26 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(長期履修学生)

第 46 条 第 4 条に定める修業年限を超え一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第 47 条 本学において、特定の事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育に支障

のない限りにおいて、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 48 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第 12 章 賞 罰

(表 彰)

第 49 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

第 50 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 13 章 図 書 館

(図 書 館)

第 51 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

第 14 章 厚 生 施 設

(保 健 室)

第 52 条 本学に保健室を置く。

2 保健室は、学生および職員の保健管理にあたる。

(学 生 寮)

第 53 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

第 15 章 そ の 他

(学則の改正)

第 54 条 この学則の改正は、教授会の議を経て行う。

(補 則)

第 55 条 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

3 この学則は昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

4 この学則は昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

- 5 この学則は昭和41年4月1日から施行する。
- 6 この学則は昭和53年4月1日から施行する。
- 7 この学則は昭和54年4月1日から施行する。
- 8 この学則は昭和55年4月1日から施行する。
- 9 この学則は昭和56年4月1日から施行する。
- 10 この学則は昭和57年4月1日から施行する。
- 11 この学則は昭和58年4月1日から施行する。
- 12 この学則は昭和59年4月1日から施行する。
- 13 この学則は昭和59年12月14日から施行する。
- 14 この学則は昭和60年4月1日から施行する。
- 15 この学則は昭和61年4月1日から施行する。

ただし、昭和61年度から平成10年度の間の学生定員については、第2章第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度 学部・学科等	昭和61年度		昭和62年度～ 平成9年度		平成10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科生活教養専攻	100人	160人	100人	200人	60人	160人
英語英文科	100人	150人	100人	200人	50人	150人
音楽科器楽専攻	60人	105人	60人	120人	45人	105人
音楽科声楽専攻	20人	35人	20人	40人	15人	35人

- 16 この学則は昭和62年4月1日から施行する。
- 17 この学則は昭和63年4月1日から施行する。
- 18 この学則は平成元年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

- 19 この学則は平成元年4月1日から施行する。
- 20 この学則は平成元年4月1日から施行する。

ただし、昭和63年度以前の入学者の学納金の項目については第35条を適用し、その額は従前のものとする。

- 21 この学則は平成2年4月1日から施行する。
- 22 この学則は平成3年4月1日から施行する。
- 23 この学則は平成3年10月1日から施行する。

ただし、検定料、入学料は平成4年度入学にかかるものから適用する。

- 24 この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 25 この学則は平成6年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

- 26 この学則は平成7年4月1日から施行する。

ただし、検定料は平成7年度入学にかかるものから適用する。

- 27 この学則は平成8年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用し、音楽科器楽専攻・声楽専攻については、平成7年度以前の入学生が在籍する間存続するものとする。

なお、音楽科の学生定員については附則15の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度 学部・学科等	平成 8 年度		平成 9 年度		平成10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科器楽専攻		60人				
音楽科声楽専攻		20人				
音楽科	80人	80人	80人	160人	60人	140人

28 この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

29 この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 9 年度から平成 12 年度の間の学生定員については、第 2 章第 3 条及び附則 15 の規定にかかわらず次の通りとする。

年 度 学部・学科等	平成 9 年度		平成10年度		平成11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科生活教養専攻	100人	200人	85人	185人	85人	170人
英語英文科	100人	200人	90人	190人	90人	180人
音楽科	80人	160人	75人	155人	75人	150人

年 度 学部・学科等	平成12年度	
	入学定員	収容定員
生活学科生活教養専攻	60人	145人
英語英文科	50人	140人
音楽科	60人	135人

30 この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、附則 29 の表中「英語英文科」を「英語コミュニケーション学科」に、「生活学科生活教養専攻」を「総合生活学科」に改める。

31 この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、平成 12 年度の収容定員については、第 2 章第 3 条の規定にかかわらず次の通りとする。

年 度 学部・学科等	平成12年度
	収容定員
英語コミュニケーション学科	165人
音楽科	135人

32 この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

33 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用し、人間栄養学科については、平成 13 年度以前の入学生が在籍する間存続するものとする。

34 この学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

35 この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、平成 16 年度の収容定員については、第 2 章第 3 条の規定にかかわらず次の通りとする。

学 部 ・ 学 科 等	年 度
	平成16年度
保育学科	270人
英語コミュニケーション学科	130人
音楽科	110人

36 この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

37 この学則は平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

38 この学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、平成 18 年度の収容定員については、第 2 章第 3 条の規定にかかわらず次の通りとする。

学 部 ・ 学 科 等	年 度
	平成18年度
保育学科	250人
情報ビジネス学科	180人

39 この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

40 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

41 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

42 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

43 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

音楽科については、平成 23 年 4 月から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

44 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

専攻科音楽専攻については、在学生の修了をもって廃止する。

45 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、平成 25 年度の収容定員については、第 2 章第 3 条の規定にかかわらず次の通りとする。

学 部 ・ 学 科 等	年 度
	平成25年度
保育学科	220人
英語コミュニケーション学科	85人

46 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

英語コミュニケーション学科については、平成 26 年 4 月から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

47 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

48 この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

49 この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

50 この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

51 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

52 この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

53 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 54 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 55 この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 56 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 57 この学則は令和7年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、令和7年度の収容定員については、第2章第3条の規定にかかわらず次の通りとする。

学 部 ・ 学 科 等	年 度
	令和7年度 収容定員
総合生活学科	170人
保育学科	200人
情報ビジネス学科	160人

別表第1 教養科目

別表第2 総合生活学科

別表第3 保育学科

別表第4 情報ビジネス学科

別表第 1

授 業 科 目	必修 単位	選択 単位	備 考
日本語表現		2	12 単 位 以 上 必 修
芸術		2	
法学概論		2	
日本国憲法		2	
経済学		2	
心理学		2	
社会保障論		2	
人間の尊厳と自立		2	
社会学		2	
時事問題		2	
社会福祉概論		2	
遊びの中の数学		1	
数理・データサイエンス・A I		2	
情報処理概論		2	
体育講義		1	
体育実技		1	
フレッシュャーズセミナー		2	2 単 位 以 上 必 修
韓国文化論		2	
英語 A		2	
英語 B		2	
中国語		2	
韓国語		2	
計		4 1	

別表第2 総合生活学科

授 業 科 目	必修単位	選択単位	備 考
生活学概論A	2		
生活学概論B	2		
生活学概論C	2		
生活学概論D	2		
生活学基礎演習		1	
ホスピタリティとマナー	◎ 2		
※ファッションと生活		2	
※食と生活		2	
アパレル基礎実習		1	
アパレル企画実習		1	
※社会福祉論		2	
※食と健康		2	
※食品の世界		2	
食空間と調理		2	
基礎調理演習		1	
応用調理演習		1	
食生活演習		1	
調理実習Ⅰ		1	
調理実習Ⅱ		1	
製菓演習		1	
フードコーディネート実習		1	
食品加工実習		1	
※フードマーケティング論		2	
※ヒューマンケア		9	
※生活とデザイン		2	
※色彩学		2	
生活デザイン実習		1	
※ファッションビジネス		2	
ファッションコーディネート演習		1	
生活情報基礎演習		1	
※生活情報演習A		1	
※生活情報演習B		1	
キャリア開発演習		1	
総合生活学セミナーA		1	
(食の情報:インターネット情報の評価と活用)			
総合生活学セミナーB		2	
(心の探究学)			
総合生活学セミナーC		1	
(現代のガジェット:ガジェット法の批判的考察)			
総合生活学セミナーD		1	
(ファッション演出企画)			
※医療管理事務総論A		2	
※医療管理事務総論B		2	
秘書学		2	
医事コンピュータ演習Ⅰ		1	
医事コンピュータ演習Ⅱ		1	
※診療報酬請求事務Ⅰ		2	
※診療報酬請求事務演習Ⅰ		1	
診療報酬請求事務Ⅱ		2	
診療報酬請求事務演習Ⅱ		1	
接遇演習		1	
※メンタルヘルス学		2	
※応用メンタルヘルス学		2	
生活コミュニケーション論	◎ 2		
生活コミュニケーション演習A	1		
(コミュニケーションにおける聴くこと)			
生活コミュニケーション演習B	1		
(コミュニケーションとプレゼンテーション)			
生活コミュニケーション演習C		1	
(自己理解とコミュニケーション)			
生活コミュニケーション演習D		1	
(集団におけるコミュニケーション)			

地域共生社会論		2	
地域福祉論		2	
介護概論		2	
介護の基本Ⅰ		2	
介護の基本Ⅱ－A		2	
介護の基本Ⅱ－B		2	
認知症の理解Ⅰ		2	
認知症の理解Ⅱ		2	
人間発達学		2	
発達と老化の理解		2	
障害者支援論		2	
障害の理解		2	
医学一般		2	
人間関係とコミュニケーション		2	
生活コミュニケーション特論演習A	◎	1	
生活コミュニケーション特論演習B	◎	1	
こころとからだのしくみⅠ		2	
こころとからだのしくみⅡ		2	
リスクマネジメント論		2	
生活支援技術Ⅰ	◎	2	
生活支援技術Ⅱ	◎	2	
生活支援技術Ⅲ	◎	2	
生活支援技術論	◎	1	
生活家事支援技術		2	
生活余暇支援技術	◎	1	
総合生活学セミナーKⅠ		1	
総合生活学セミナーKⅡ		1	
総合生活学セミナーKⅢ		1	
総合生活学セミナーKⅣ		1	
介護過程Ⅰ		1	
介護過程Ⅱ		1	
介護過程Ⅲ		1	
特別研究		2	
介護実習Ⅰ―①		2	
介護実習Ⅰ―②		2	
介護実習Ⅰ―③		2	
介護実習Ⅱ		5	
医療的ケアⅠ		4	
医療的ケアⅡ		2	
計	1 4	1 4 4	

※印は、他学科開放科目

「生活創造コース」及び「医療事務コース」の学生は、別表第2の必修科目欄に示された科目14単位が卒業必修科目である。
「生活福祉コース」の学生は、別表第2の単位数前に◎の印が付いた科目14単位が卒業必修科目である。

別表第3 保育学科

授 業 科 目	必修単位	選択単位	備 考
保育者基礎演習	1		
教育原理	2		
保育原理	2		
子ども家庭福祉		2	
社会福祉	2		
子ども家庭支援論		2	
社会的養護Ⅰ		2	
保育者論	2		
教育心理学	2		
子ども家庭支援の心理学	2		
子どもの理解と援助		1	
子どもの保健		2	
子どもの食と栄養A		1	
子どもの食と栄養B		1	
教育相談		2	
子どもと防災		1	
教育・保育課程論	2		
保育内容総論	1		
(保育内容)健康	1		
(保育内容)人間関係	1		
(保育内容)環境	1		
(保育内容)言葉	1		
(保育内容)表現	1		
保育内容の理解と方法A	1		
保育内容の理解と方法B	1		
保育内容の理解と方法C		1	
保育内容の理解と方法D		1	
乳児保育Ⅰ		2	
乳児保育Ⅱ		1	
子どもの健康と安全		1	
特別支援教育入門	2		
社会的養護Ⅱ		1	
子育て支援		1	
健康の指導法		2	
人間関係の指導法		2	
環境の指導法		2	
言葉の指導法		2	
表現の指導法		2	
教育・保育技術論		2	
親子ふれあい演習A		1	
親子ふれあい演習B		1	
音楽基礎演習A		1	
音楽基礎演習B		1	
音楽実践演習A		1	
音楽実践演習B		1	
保育者対話実践演習		1	
保育教材および表現の研究		1	
保育実習指導A		1	
保育実習指導B		1	
保育実習指導C		1	
保育実習指導D		1	1 単位選択必修
保育実習A		2	
保育実習B		2	
保育実習C		2	
保育実習D		2	2 単位選択必修
教育実習		4	
教育実習指導		1	
保育・教職実践演習(幼稚園)		2	
計	2 5	6 1	

別表第4 情報ビジネス学科

授 業 科 目	必修単位	選択単位	備 考
経営学概論	2		
現代企業論		2	
マーケティング		2	
※基礎簿記 A		2	
※基礎簿記演習 A		1	
基礎簿記 B		2	
基礎簿記演習 B		1	
簿記特別演習		1	
簿記論 A		2	
簿記演習 A		1	
簿記論 B		2	
簿記演習 B		1	
コンピュータ会計		1	
ファイナンシャルプラン	2		
ファイナンシャルプラン演習	1		
秘書学		2	
ビジネス実務 A	2		
ビジネス実務 B		2	
実践学修の学び方		2	
地域創生学		2	
インターンシップ		2	
キャリアプランニング	2		
※プレゼンテーション概論		2	
※プレゼンテーション演習		2	
情報処理論	2		
情報処理演習	1		
通信ネットワーク		2	
コンピュータ科学		2	
IT パスポート特別講義		2	
IT パスポート特別演習		1	
※文書処理		1	
※ビジネスコンピューティング A		1	
ビジネスコンピューティング B		1	
※データベース		1	
プログラミング概論		2	
プログラミング演習		1	
アルゴリズムとデータ構造		2	
マルチメディア	1		
コンピュータグラフィックス		2	
映像制作		1	
情報メディア論	2		
ソーシャルメディア		1	
クロスリアリティ		2	
音響メディア論		2	
コンピュータミュージック		2	
ウェブデザイン A		2	
ウェブデザイン B		2	
ウェブデザイン演習		2	
ウェブアプリ開発		2	
対人関係の心理学	2		
経済の心理学		2	
心の健康の心理学		2	
産業・ビジネスの心理学		2	
データサイエンス A	2		
データサイエンス B		2	
社会調査論		2	
社会調査演習		2	
ゼミナール A	2		
ゼミナール B	2		
計	23	78	

※印は、他学科開放科目